

新東名高速道路周辺の屋外広告物の設置規制

※新東名高速道路の開通に先立ち、高速道路及びインターチェンジ周辺やアクセス道路の沿道景観を保守するために屋外広告物規制を実施します。

① 施行日

平成23年10月1日

② 対象道路及び規制区間等

対象道路	規制する区間	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域
新東名高速道路	市内の全区間(トンネルの区間を除く)	道路から 500m	道路から 500m超～1000m
〃 (連絡道路)	市内の全区間(トンネルの区間を除く)	道路から 500m	道路から 500m超～1000m
三遠南信自動車道	市内の全区間(トンネルの区間を除く)	道路から 500m	道路から 500m超～1000m
国道257号	引佐町井伊谷交差点～愛知県境	なし	道路から 500m

③ 規制内容(掲出の可否等)

規制地域 凡例	第一種特別規制地域	第二種特別規制地域	第一種普通規制地域	第二種普通規制地域	その他地域
広告の種類					
自家広告物	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
道標・案内図	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
一般広告物	掲出不可	掲出不可	掲出可	掲出可	掲出可

④ 条例改正による規制地域対象区域

